

全労金2017春季生活闘争ニュース・第31号

《合意速報No.15》

東北労組が金庫との団体交渉で、基本合意を表明しました！

東北労組は、3月28日午後0時10分から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求（金庫）					回 答（金庫）				
	正職員	契約職員			個別契約職員	正職員	契約職員			個別契約職員
		S	PCA	J			S	PCA	J	
安定雇用	（無期転換権は実現） （登用制度は実現）					（無期転換権は実現） （登用制度は実現）				
最低賃金	時間額950円、日額6,970円、月額146,500円への引き上げ					時間額938円、日額6,880円、月額144,500円				
基本賃金	定期昇給の実施	定期昇給の実施＋ 月額2,000円の引き上げ		月額5,000円引き上げ 賃金表の策定		定期昇給の実施	基本給表の定界上限額を 2,000円引き上げ		3,000円の 引き上げ	
一時金	4.5	4.5	2.7～3.6	1.0	契約職員と同月数（勤 続年数を適用）の支給	4.5	4.5	1.7～2.6 +20,000円	40,000円 +20,000円	1.3
昨年実績	4.5	4.5	1.7～2.6	40,000	1.3					
雇用環境	私傷病・欠勤休職制度 ジョブリターン制度の確立					私傷病：勤続1年以上の契約職員は正職員と同様とする ジョブリターン：制度導入について検討を進める				
単組独自要求	（積立休暇制度は協議中）					-				

団体交渉において、金庫からは、「決算見込みについて、預金は目標を上回るが、融資は目標を大きく下回り、基礎的財務収支がマイナスとなる見込みで、大変厳しい経営状況である。収益基盤の強化を行い、持続的に安定した運営を行うことで、会員の負担に応え、職員の雇用を支えたい。現行の人事制度については、運用開始から3年が経過し、課題も多くある。人事制度検討プロジェクトを再開し、2018年度の運用開始に向け対応していきたい。また、正職員の初任給や契約職員の賃金水準に課題認識を持っている。業態内で低いと言わざるを得ず、有能な人材を確保する観点から改定が必要と考えている。働きがいや魅力ある職場をめざし、人事制度・諸制度を見直していくこととしたい。人材確保については、経営課題として喫緊の課題であるとの認識であり、金庫としても相当の覚悟と相当の原資をもって進めることとする」等の見解が表明されました。

小野寺闘争委員長は、「私たちの職場実態や働くことへの思いに基づく『総合的な生活改善』、社会課題でもある『格差是正』『底上げ・底支え』の実現を基に取り纏めた

要求に対して、労使間で共有が図られたと認識している。職員は、経営改善策が進められ、職場の人員が減少していく中で日々の業務に対応し、勤労者の生活をサポートすることで非営利金融の中核として、その役割を発揮するべく日々職場で奮闘している。職場の奮闘を踏まえた要求に対する回答は、今後の経営環境を鑑みたとき、職員・組合員が重要なパートナーであることを確認し合うメッセージになる。すべての要求に対して納得できる回答とはなっていないが、厳しい金融環境の中で働く組合員の働き方や思いを共有し、この環境を乗り越え労働者自主福祉運動をさらに前進させるためのスタートラインに立つ回答と認識している」等を表明しました。

単組は、①早い段階で回答の考え方が示されたこと、②契約職員の一時金や諸制度について、交渉の結果、前進が図られたこと、③金庫は、正職員・契約職員の水準が低く改善が必要とし、2017年度中に相当な覚悟と相当な原資をもって人事制度の見直しを図るとしていること、等から基本合意を判断しました。

*合意単組：13単組（3月28日19時40分現在）

中央・長野・沖縄・東海(金庫)・東海(関連)・中国・新潟・北海道・北陸
近畿(金庫)・近畿(関連)・セントラル・四国・静岡・東北(金庫)

以 上